

10月からスタート！ スマホ決済で 町税が納付できるようになります



利用開始日 10月1日(金)

利用可能なスマートフォン決済アプリ

・ Pay Pay ・ au PAY ・ LINE Pay ・ J-Coin Pay ・ d払い

利用できる町税

- ・ 個人町県民税(普通徴収)
- ・ 固定資産税
- ・ 軽自動車税(種別割)
- ・ 国民健康保険税(普通徴収)

利用できない納付書

- ・ 納付書1枚あたりの納付金額が30万円 (au PAYは25万円) を超えるもの
- ・ バーコードの印刷がないまたは読み取れないもの
- ・ 金額を訂正したもの

STEP

1

アプリに マネーチャージ

アプリに電子マネーをチャージします。(オンラインで提携銀行口座から、もしくはコンビニATMなど)

STEP

2

バーコードを 読み込む

アプリの「請求書払い」を選択し、カメラで納付書のバーコードを読み込み、決済画面に進みます。

STEP

3

支払い完了

支払う金額を確認し、決済すれば支払い完了です。

領収書は発行されません

利用にあたっての注意事項

- ・ 領収証書は発行されませんので納付確認はアプリ内の取引履歴でご確認ください。
- ・ 領収証書が必要な方、納付した後すぐに納税証明書や軽自動車税の車検用納税証明書が必要な方は利用しないでください。
- ・ スマートフォン決済アプリで納付した納付書を使って、金融機関やコンビニエンスストアなどで再度納付しないでください。
- ・ 納付が完了した後の取り消しや変更はできません。
- ・ 決済手数料はかかりませんが、アプリの利用に係る通信料は利用者負担となります。

☎ 税務課収納対策班 ☎ 84-1212

マイナンバーカードを申請しましょう ☎ 住民課住民班 ☎ 84-1214

マイナンバーカードは、マイナンバーと氏名・住所・生年月日・性別が記載されているプラスチック製のICカードです。このカードで便利なサービスが利用できます。

本人確認書類として

マイナンバーカードは顔写真入りのため、本人確認書類として利用できます。

コンビニ交付サービス

マルチコピー機のある全国のコンビニエンスストアで早朝や夜間、休日でも利用できます。午前6時30分から午後11時まで次の証明書が取得できます。

- ・ 住民票の写し
- ・ 印鑑登録証明書
- ・ 課税(非課税)証明書

健康保険証として

10月から運用が開始されます。対応する医療機関・薬局は順次拡大されます。

